

承認番号

保証委託契約に関する重要事項説明書

この重要事項説明書は、家賃債務保証業者登録規程第 17 条の規定に基づき、当社とお客様が締結する保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に関して特にご理解いただきたい事項を記載しております。ご契約の前に必ずご確認のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

なお、本書面には、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではございませんので、詳細については保証委託契約書(以下「本契約書」といいます。)及び保証委託契約約款(以下「約款」といいます。)の記載事項をご確認ください

1. 保証会社について

商 号	株式会社クレデンス		
本 店 所 在 地	東京都千代田区飯田橋一丁目3番2号 曙杉館ビル3階		
電 話 番 号	03-5213-1122(土日祝日を除く平日 9:00~18:00)		
登 録 番 号	国土交通大臣(2)第 51 号	登録年月日	2023 年6月 21 日
契約に関する相談・苦情窓口	お客様相談室 TEL 03-5213-1129 電子メールアドレス customer@credence-credit.sakura.ne.jp		

2. 保証内容について

保 証 期 間	当社が契約書類を受領し、かつ所定の保証料が払い込まれたときから、以下に記載の期間までとなります。なお、賃借人様の退去明渡しの期間までは、保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」といいます。)の内容に変更がない限りは、同一内容にて自動更新されます。 ①「1年更新型」 1年間 ②「2年更新型」 2年間 ③「全在学期間型」 本契約が効力を生じた時点で在籍している学校における在学期間 ④「月額保証型」 退去明渡しの完了日 ⑤「その他」 本契約書に定める日		
保 証 の 範 囲	原契約における月額賃料、管理費・共益費、駐車場料金、水道費、町会費等(これらを総称して「月額賃料等」といいます。)、退去時精算費用など本契約書表面および約款第5条の記載内容に準じます。		
保証の限度額	本契約における保証限度額は、以下のとおりです。 ① 保証プランが「住居」または「学生」の場合:月額賃料等の 24 ヶ月分。 ② 保証プランが「事務所」、「店舗」、「駐車場」、「レンタルスペース」(トランクルーム、コンテナを含みます。)、 「貸地」の場合:月額賃料等の6ヶ月分。 ただし、特約の保証限度額については本契約書表面および約款第5条の記載内容に準じます。		
保証委託料 ※取扱代理店様 お客様にお支払い いただく保証料を ご記入ください。	お客様にお支払いいただく保証委託料は以下のとおりです。		
	新規保証料	更新保証料	月額保証料
	円	円/年(または2年) ※保証タイプをご確認ください	円/月
※報告種別が「収納代行型」の場合は、別途集送金手数料が発生します。 ※中途解約による保証委託料の返金はいたしませんのでご了承ください。			

3. 弁済に係る求償権の行使について

求 償 権 の 行 使	月額賃料等の支払期日を経過してもお支払いがない場合、当社が月額賃料等をお客様に代わって立替払い(以下「代位弁済」といいます。)をいたします。当社は代位弁済後、お客様に対し、立替払いをした月額賃料等の請求をいたします。
事 前 求 償 権	代位弁済前であっても、約款第8条及び民法460条に基づいて、当社が賃貸人様(不動産管理会社を含む)に代わってお客様へ月額賃料等の請求をいたします。
保証事務手数料	支払遅延 1 回につき、保証事務手数料として 2,000 円(消費税別)をお客様へ請求いたします。
損 害 金	代位弁済により発生した求償金には、消費者契約法で認められた範囲内の 14.6%の損害金を付加させていただきます場合があります。

=====

上記、重要事項の説明を受け、内容について承諾しました。

お客様 (ご契約予定者様)	説明を受け た 年 月 日	20 年 月 日	お 客 様 ご 署 名 (直 筆)
------------------	---------------------	----------	---------------------------

保証委託契約の重要事項説明を行った取扱代理店名または仲介業者名、ご担当者名をご記入ください。

取扱代理店名 (仲介業者名)	()	担 当 者 ご 署 名 (直 筆)
-------------------	-----	---------------------------

ご署名いただいた本書のコピーをお客様へお渡しください。原本は、クレデンスが保管いたします。